

飛翔

人事委員会年報

令和3年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

I 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	令和2年度予算	3

II 人事委員会

1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	1 1
3	委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	1 1

業 務 の 執 行

I 公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	1 2
2	勤務条件に関する措置要求	1 2
	(1) 措置要求の処理状況	1 2
	(2) 令和3年度の処理結果	1 2
3	不利益処分についての審査請求	1 2
	(1) 審査請求の処理状況	1 2
	(2) 令和3年度審査の結果	1 3
4	苦情相談の状況	1 3
	(1) 苦情相談の内容別件数	1 3
	(2) 苦情相談の処理区分	1 3
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	1 3
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	1 3
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	1 4

II 職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	1 5
2	管理職員等の範囲一覧表	1 6
3	職員団体の登録	1 8
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	1 8

III 任用事務

1	採用試験	1 9
---	------	-----

(1) 令和3年度採用試験の概要	19
(2) 令和3年度採用試験の実施状況	22
(3) 採用試験の過去の実施状況	23
(4) 受験者数の推移	25
2 採用選考	26
(1) 採用選考の状況	27
(2) 障害者を対象とする採用選考の状況	27
3 昇任選考	28
4 転任協議	28
5 公益的法人等への職員派遣	28
(1) 在職派遣の状況	28
(2) 退職派遣の状況	28
6 任期付職員採用	28
7 任用関係規則等の改正状況	29
IV 給与事務	
1 職員の給与等に関する報告（給与について）	30
(1) 職員の給与等	30
(2) 職員の給与と民間給与の比較	30
(3) 国家公務員との給与水準の比較	31
(4) 職員の給与の改定方針	31
(5) 職務・職責に応じた給与の推進	31
(6) 給与勧告実施の要請	35
2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）	39
(1) 多彩で優秀な人材の確保・育成	39
(2) 定年の引上げ	43
(3) 勤務環境の整備	43
(4) 服務規律の確保	49
4 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正	51
(1) 規則の制定又は改正	51
(2) 運用通知の制定又は改正	53
5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	56
V 職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	57
(1) 事業場の区分	57
(2) 労働基準監督機関の職権行使	58
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	59
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	59
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	60
(1) 規則の制定又は改正等	60
(2) 告示の制定又は改正等	60

(3) 運用通知の制定又は改正等	6 0
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	6 1
(1) 規則の制定又は改正等	6 1
(2) 運用通知の制定又は改正等	6 1
(3) 再就職者による依頼等の届出	6 1

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体	6 2
2 勤務条件に関する措置要求	6 2
3 不利益処分についての審査請求	6 2
4 苦情相談の状況	6 2
(1) 苦情相談の内容別件数	6 2
(2) 苦情相談の処理区分	6 2
5 職員団体事務	6 3
(1) 管理職員等の範囲	6 3
(2) 職員団体の登録	6 6

全般事項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

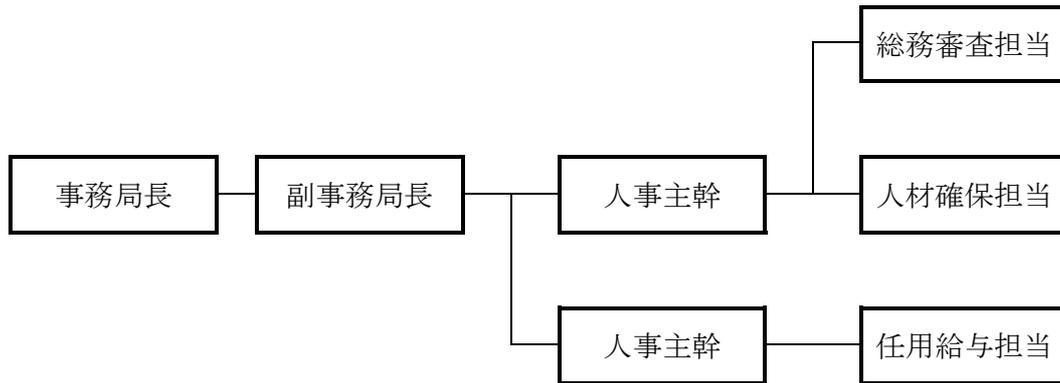
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和4年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	伊藤 正	R 3. 2. 22 ~ R 5. 8. 2	団体役員	R 3. 2. 22 委員就任 R 3. 2. 25 委員長就任
委員 (非常勤)	松尾 弘志	R 1. 8. 3 ~ R 5. 8. 2	弁護士	H23. 8. 3 委員就任 H27. 8. 3 委員再任 R 1. 8. 3 委員再任
委員 (非常勤)	内田 信子	R 4. 3. 30 ~ R 8. 3. 29	学校法人 理事長	H30. 3. 30 委員就任 R 4. 3. 30 委員再任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験及び選考に関する事。
任用給与担当	1 職員の任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。

6 事務局の職員

(令和3年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		西 岡 剛 志	R 3 . 4 . 1
副 事 務 局 長		角 田 善 孝	H 3 0 . 4 . 1
人 事 主 幹		土 井 慎 一	R 3 . 4 . 1
人 事 主 幹		森 岡 彰 子	R 2 . 4 . 1
総務審査担当	係 長	鶴 澤 直 子	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	山 口 直 起	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	西 村 美 成 子	R 2 . 4 . 1
	主 事	萩 原 尚 輝	R 2 . 4 . 1
	会計年度任用職員	北 川 弘 美	R 3 . 4 . 1
人材確保担当	係 長	古 賀 健 二	R 2 . 4 . 1
	主 査	田 中 千 絵	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	田 中 成 尚	R 3 . 4 . 1
	主 事 (臨)	坪 上 美 帆	R 2 . 1 0 . 1
任用給与担当	任用給与担当係長事務取扱	土 井 慎 一	R 3 . 4 . 1
	主 査	吉 田 碧	H 3 1 . 4 . 1
	主 査	山 下 彰 啓	R 2 . 4 . 1
	主 事	森 永 啓 介	R 2 . 4 . 1

7 令和3年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳入	警察官採用共同試験実施収入	268	△16	252	雑 入 (財源充当) 525
	” (警務課財源充当分)			(575)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	316	△43	273	
	合 計	584	△59	525	(警務課財源充当分除く)
歳出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,454 給 料 52,890 職員手当等 33,206 共 済 費 18,001 旅 費 35
	職員給与費	108,330	△6,183	102,147	
	会計年度任用職員給与費 (パート)	2,768	△17	2,751	
	任用関係事務費	1,160		1,160	
	人 件 費 小 計	118,786	△6,200	112,586	
	委員活動費	849	△668	181	報 償 費 543 旅 交 際 費 3,330 交 際 費 0 需 用 費 4,400 役 務 費 315 委 託 料 9,705 使 賃 料 3,564 負 担 金 4,119
	事務局一般運営費	2,502	△327	2,175	
	任用関係事務費	22,648		22,648	
	給与調査研究費	1,019	△611	408	
	公平審査費	346	△197	149	
	労働基準監督等事務費	182	△40	142	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	316	△43	273	
	会議開催費	838	△838	0	
事 業 費 小 計	28,700	△2,724	25,976		
合 計	147,486	△8,924	138,562		

II 人事委員会

1 人事委員会の開催状況

令和3年度における人事委員会の会議は定例会21回、臨時会3回、計24回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
R 3. 4. 23 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の実施要綱について 2 令和3年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔民間企業等職務経験者〕の実施要綱について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について 2 令和2年度苦情相談の状況について 3 令和2年度労働基準法等事業所実態調査の結果について 4 令和2年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について 5 分限処分について 6 令和2年度佐賀県職員採用試験における任命権者（教育委員会、警察本部）の選択結果について 7 令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の採用予定者数の変更について
R 3. 5. 28 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 宿日直勤務の許可について 3 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について 5 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について 6 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場合の期末手当及び勤勉手当における加算について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体からの2021年民間給与実態調査等に関する申し入れについて 2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 3 令和3年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について 4 令和3年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者（UJIターン枠：技術系）〕の申込状況について 5 懲戒処分について 6 令和2年度佐賀県職員採用試験における任命権者（知事部局）の選択結果について

開催年月日	議 案 等
R 3. 6.10 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について</p> <p>Ⅰ 乙第42号議案 佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (案)</p> <p>Ⅱ 乙第43号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (案)</p> <p>Ⅲ 乙第46号議案 佐賀県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (案)</p> <p>2 令和3年度佐賀県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の実施要綱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職務に専念する義務の免除の承認について</p> <p>2 令和3年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について</p> <p>3 懲戒処分について</p>
R 3. 6.17 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和3年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) [特別枠・スポーツ特別枠] の最終合格者の決定について</p>
R 3. 6.24 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報 (人事委員会告示) の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和3年度労働基準法等実態調査の実施について</p> <p>2 令和3年職種別民間給与実態調査の完了について</p> <p>3 地方公務員法の一部を改正する法律について</p>
R 3. 7.21 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職務に専念する義務の免除の承認について</p>
R 3. 8. 5 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和3年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) の最終合格者の決定について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告資料の概要について</p> <p>2 医療職給料表の見直しの検討状況について</p> <p>3 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について</p>
R 3. 8.19 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和3年度佐賀県職員採用試験 [民間企業等職務経験者 (U J I ターン枠)] の最終合格者の決定について (土木・農政)</p> <p>2 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施要綱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 人事院の給与勧告等について</p> <p>2 令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考 (第2回) (第1次選考) の実施要綱について</p>

開催年月日	議 案 等
R 3. 9. 14 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について 4 地域手当に関する規則の一部改正について 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条第1項ただし書きの規定に基づく承認について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見について 3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について 4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 5 令和3年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について 6 令和3年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について 7 分限処分について
R 3. 9. 28 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 3 宿日直勤務の許可について
R 3. 10. 7 (定例会)	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 佐賀県が行う公平委員会の事務の受託に関する協議について 3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の申込状況について
R 3. 10. 15 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
R 3. 10. 22 (臨時会)	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との勧告当日会見について 2 一般職の任期付職員の選考の実施について 3 令和2年度労働基準法等事業所実態調査の結果について
R 3. 11. 15 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の最終合格者の決定について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の採用予定者数の変更について 2 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について 3 懲戒処分について

開催年月日	議 案 等
R 3. 11. 24 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について I 乙第68号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) II 乙第69号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (案) III 乙第70号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (案) IV 乙第88号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) V 乙第89号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (案) 2 令和3年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について (報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて
R 3. 12. 7 (定例会)	(議事事項) 1 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の最終合格者の決定について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用通知の一部改正について 4 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 5 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について (報告事項) 1 令和3年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の採用予定者数の変更について
R 3. 12. 24 (定例会)	(議事事項) 1 通勤手当に関する規則の一部改正について 2 通勤手当の運用についての一部改正について 3 通勤手当に係る特別料金等加算(厳木多久有料道路)の適用基準の取扱いについて 4 通勤手当に係る特別料金等加算(特別急行列車)の適用基準の取扱いについて 5 佐賀県人事委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規則の制定について 6 特定職員における人事委員会の定める号給数の特例について 7 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 8 採用選考取扱要領の一部改正について 9 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (報告事項) 1 令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第3回)に係る事務の協力依頼について 2 懲戒処分について
R 4. 1. 14 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について 2 令和3年地方公務員給与実態調査結果等の概要について
R 4. 1. 27 (定例会)	(報告事項) 1 新年度に向けた採用試験の見直しについて

開催年月日	議 案 等
R 4. 2. 8 (定例会)	(議事事項) 1 令和4年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 2 令和4年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔特別枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱について 3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (報告事項) 1 令和3年度労働基準法等事業所実態調査の結果について 2 懲戒処分について
R 4. 2. 24 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について I 乙第2号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案) (報告事項) 1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

開催年月日	議 案 等
R 4. 3.17 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 組織改正等、令和3年給与勧告及び給与条例等改正に伴う関係規則等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (3) 令和3年改正給与条例附則第4条及び第5条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整についての制定について (4) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の制定について (5) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の運用についての制定について (6) 令和4年改正初任給等規則附則第5項の規定に基づく号給の調整についての制定について (7) 切替日の前日から引き続き休職等をしていた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整についての制定について (8) 免許所有職員等の経験年数の取扱いについての制定について (9) 医療職給料表(二)の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師の初任給等の決定についての制定について (10) 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(二)の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定の承認について (11) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (12) 初任給調整手当の運用についての一部改正について (13) 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認についての一部改正について (14) 給料の調整額に関する規則の一部改正について (15) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (16) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (17) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について (18) 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について (19) 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について (20) 級別職務区分表の一部改正について (21) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について 4 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について 5 特定任期付職員の採用等承認について 6 一般任期付職員の採用承認について 7 一般任期付職員の任期更新承認について 8 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 9 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 10 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

開催年月日	議 案 等
R 4. 3. 24 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 2 昭和52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 通勤手当に関する規則の一部改正について 5 通勤手当の運用についての一部改正について 6 地域手当に関する規則の一部改正について 7 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(二)の適用を受ける職務に異動した場合の経過措置について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について 2 令和4年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
R 3. 6. 10	乙 4 2	佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 4 3	佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 4 6	佐賀県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	
R 3. 11. 24	乙 6 8	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 6 9	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 7 0	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	
	乙 8 8	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	
	乙 8 9	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	
R 4. 2. 24	乙 2	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません。

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正を行った。

番号	公 布 年 月 日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
規則 30	R3. 12. 28	R4. 1. 1	佐賀県人事委員会 が任命する職員の 給与からの控除に 関する規則の制定	職員の給与からの控除に関し必要な事項について、佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則の規定の例によることとした。

業務の執行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和3年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分限処分				懲戒処分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知事						2			2
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					1	2		1	4
警察本部長		1		1		1		1	2
計		1		1	1	5		2	8

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

(1) 措置要求の処理状況

区分	令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数	令和3年度中 措置要求件数	令和3年度中 処理件数	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数
措置要求	0	0	0	0

(2) 令和3年度の処理結果

令和3年度中に、処理した事案はない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

(1) 審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区分		令和2年度末 (R3.3.31) 係属件数	令和3年度中 審査請求件数	令和3年度中 処理件数	令和3年度末 (R4.3.31) 係属件数
分限処分	降給				
	降任				
	休職				
	免職				
懲戒処分	戒告	2,750		217	2,533
	減給				
	停職				
	免職				
その他（転任など）					
合計		2,750		217	2,533

(2) 令和3年度審査の結果

令和3年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和3年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和2年度末 (R3.3.31) 継続件数	令和3年度中 受付件数	令和3年度中 処理件数	令和3年度末 (R4.3.31) 継続件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・服務関係		6	5	1
厚生・福祉関係		2	2	
公平審査関係				
各種ハラスメント関係	1	5	5	1
その他				
計	1	13	12	2

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和3年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	1
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	2
相談内容を当局に伝達	5
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	2
計	10

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和3年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和3年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

令和3年度中に、関係規則及び告示の制定又は改正等を行ったものはない。

II 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
8	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職</p> <p>【本庁】 (知事部局(出納局を含む。)) 政策統括監、D X・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、リーダー</p> <p>○廃止した職</p> <p>【本庁】 (知事部局(出納局を含む。)) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の副主査(人事課)</p> <p>(教育委員会事務局) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の副主査(教職員課)</p>

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和4年4月1日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 リーダー 副課長 副センター長 副室長(行政経営室) 秘書担当の企画主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長
	消防学校	校長
	防災航空センター	所長
	自治修習所	所長
	公文書館	館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	総合福祉センター	所長 副所長
	児童相談所	所長

機 関		職 員
地域生活リハビリセンター		所長
衛生薬業センター		所長 副所長 精度管理・企画情報課長
療育支援センター		所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）
九千部学園		園長 副園長 総務課長
虹の松原学園		園長 副園長 総務課長
精神保健福祉センター		所長
食肉衛生検査所		所長 副所長 総務課長
関西・中京事務所		所長
窯業技術センター		所長 副所長 総務課長
工業技術センター		所長 副所長
産業技術学院		学院長 副学院長 総務企画課長
農林事務所		所長 センター長 副所長
農業技術防除センター		所長 副所長 専門技術部長
上場営農センター		所長 副所長
農業試験研究センター	本場	所長 副所長
	分場	分場長
農業大学校		校長 副校長
果樹試験場		場長 副場長
茶業試験場		場長 副場長
畜産試験場		場長 副場長
家畜保健衛生所		所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
水産振興センター		所長 副所長
高等水産講習所		所長
林業試験場		場長
土木事務所		所長 副所長
ダム管理事務所		所長 副所長
有明海沿岸道路整備事務所		所長 副所長
教育事務所	本所	所長 教育指導監 副所長（本務としての職に限る。） 管理主任 管理主事
	支所	支所長 管理主任
教育センター		所長 副所長
県立学校		校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考

- 1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。

3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		令和3年度 の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目 1番59号(県庁内)	執行委員長 片瀬 浩敏	単位団体	1	S41.10.12 (S26.5.11)	R3.4.8 役員の変更 R3.11.26 規約の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 永尾 実	〃	2	S41.10.12 (S26.11.26)	R3.4.6 役員の変更 R3.6.2 役員を選任
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 井手 美保子	〃	3	S41.10.12 (S26.10.26)	R3.4.6 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	武雄市北方町大字 志久2334番地1	執行委員長 中村 勝敏	〃	6	S49.6.26	

(注) 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)に基づく申請及び変更届は、令和3年度中はなかった。

Ⅲ 任用事務

1 採用試験

(1) 令和3年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格発表日
			1次試験	2次試験	
[特別枠] 行政 教育行政 [スポーツ特別枠] 行政 教育行政	[特別枠] 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 [スポーツ特別枠] 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	3月1日～19日	4月6日～19日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有加点	5月11日～14日 庁内会議室 ・面接試験 [3次試験] 6月1日～4日 庁内会議室 ・面接試験 ・論文試験	6月18日
大学卒業程度 行政 教育行政 警察事務 心理 電気 機械 土木 化学 農政 畜産 農業土木 林業 水産 保健師 少年補導職員	[保健師] 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 [その他の試験区分] 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 [免許要件] 保健師免許の取得者又は令和4年8月31日までに取得見込みの人	5月6日～24日	6月20日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	6月20日 佐賀大学 ・論文試験(1次試験日に実施) 7月12日～19日 庁内会議室 ・面接試験	8月6日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	民間企業等職務経験者 UJIターンプ 枠（行政、土 木、農政）	〔主査〕 昭和37年4月2 日から平成4年 4月1日までに 生まれた人 〔主事〕（行政の み） 昭和37年4月2 日以降に生まれ た人 〔共通〕 県外に本社を置 く民間企業等に おける職務経験 が令和3年6月 末日現在通算し て5年以上ある 人	〔行政〕 7月5日 ～8月20 日 〔土木、農 政〕 5月6日 ～24日	〔行政〕 アピールシー トによる書類 選考 〔土木、農政〕 6月20日 佐賀大学・ビジ ョンセンター 東京駅前（東京 都） ・専門試験	〔行政〕 10月9日、10日 庁内会議室・ビジョ ンセンター浜松町（東京都） ・面接試験 〔土木、農政〕 6月20日 佐賀大学・ビジョ ンセンター東京 駅前（東京都） ・論文試験（1次試験日 に実施） 7月10日 庁内会議室 ・面接試験 〔3次試験〕 〔行政〕 11月6日、7日、13日 庁内会議室 ・面接試験 10月31日 庁内会議室・ビジョ ンセンター浜松町（東京都） ・論文試験 〔土木、農政〕 8月7日 庁内会議室 ・面接試験	〔行政〕 11月25日 〔土木、 農政〕 8月20日
	民間企業等職務経験者 社会人経験枠 （行政、教育 行政）	昭和46年4月2 日以降に生まれ た人	7月5日 ～8月20 日	アピールシー トによる書類 選考	10月2日 庁内会議室 ・面接試験 10月3日 庁内会議室 ・論文試験 〔3次試験〕 11月13日 庁内会議室 ・面接試験（プレゼンテ ーションを含む）	11月25日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日	
			1次試験	2次試験		
短期大学卒業程度	生活指導員 臨床検査技師	平成6年4月2日 から平成14年 4月1日までに 生まれた人 〔臨床検査技 師〕 臨床検査技師免 許の取得者又は 令和4年8月31 日までに取得見 込みの人	8月2日 ～20日	9月26日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10月15日 庁内会議室 ・論文試験 10月25日、27日 庁内会議室 ・面接試験	11月16日
	行政 教育行政 警察事務 電気 土木 農業 農業土木 林業	平成12年4月2日 から平成16年 4月1日までに 生まれた人 ただし、学校教 育法に規定する 大学（短大を除 く）を卒業した 人又は令和4年 3月31日までに 卒業見込みの人 は除く	8月2日 ～20日	9月26日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（電気、 土木、農業、農業 土木、林業のみ）	10月15日 庁内会議室 ・作文試験 10月25日～ 27日 庁内会議室 ・面接試験	11月16日
高等学校卒業程度	任期付職員 (行政)	平成16年4月1日 までに生まれ た人	9月6日 ～24日	10月31日 グランデはがくれ ・教養試験	10月31日 グランデはがくれ ・作文試験（1次 試験日に実施） 12月1日 庁内会議室 ・面接試験	12月8日

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和3年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大学卒業程度	特別枠 (行政)	33	475	450	156	147	72	71	36	12.5
	特別枠 (教育行政)	4	73	73	17	13	8	8	4	18.3
	スポーツ特別枠 (行政)	2	3	3	3	4	4	3	2	1.5
	スポーツ特別枠 (教育行政)	1	2	2	2	3	3	2	1	2.0

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大卒程 学業度	行政	23	249	171	46	42	23	7.4
	教育行政	7	69	51	14	14	7	7.3
	警察事務	4	25	19	13	11	6	3.2
	心理	1	3	1	1	1	1	1.0
	電気	1	9	4	3	3	1	4.0
	機械	1	2	2	2	2	1	2.0
	土木	8	27	13	13	13	8	1.6
	化学	3	13	7	7	6	3	2.3
	農政	12	41	33	24	23	12	2.8
	畜産	1	4	3	3	3	1	3.0
	農業土木	4	13	11	8	8	4	2.8
	林業	3	6	3	2	2	1	3.0
	水産	1	8	7	3	2	1	7.0
	保健師	8	19	15	11	11	8	1.9
	少年補導職員	1	3	3	3	3	2	1.5
	計	78	491	343	153	144	79	4.3
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(行政・主査級))	29	220	220	76	63	16	13.8
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(行政・主事級))	206	206	43	32	13	15.8	
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(土木))	2	7	6	4	4	1	6.0
	民間企業等職務経験者 (UJIターン枠(農政))	2	4	3	3	3	2	1.5
民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(行政))	2	116	116	8	6	2	58.0	
民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(教育行政))	3	48	48	13	12	3	16.0	
計	38	601	599	147	120	37	16.2	
短卒程 大業度	生活指導員	8	10	9	5	5	5	1.8
	臨床検査技師	1	7	5	3	2	2	2.5
	計	9	17	14	8	7	7	2.0
高卒程 校業度	行政	10	104	93	24	22	10	9.3
	教育行政	2	21	20	5	5	2	10.0
	警察事務	4	51	45	12	10	5	9.0
	電気	1	7	6	3	2	1	6.0
	土木	4	15	14	9	9	5	2.8
	農業	4	12	10	9	8	4	2.5
	農業土木	3	9	7	7	7	4	1.8
	林業	1	8	5	3	3	3	1.7
	任期付(行政)	7	25	18	14	13	8	2.3
	計	36	252	218	86	79	42	5.2
県職員合計 (特別枠・スポーツ特別枠含む)		201	1,914	1,702	572	517	208	8.2

※平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況（令和元～3年度）

試験区分	項目	令和元						令和2						令和3						備考
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	
大 学 卒 業 程 度	行政	218	175	82	29	6.0	17	217	187	46	23	8.1	19	249	171	46	23	7.4	20	行政
	教育行政	109	85	41	20	4.3	14	57	49	30	15	3.3	13	69	51	14	7	7.3	7	教育行政
	警務	24	21	15	5	4.2	4	32	30	14	7	4.3	6	25	19	13	6	3.2	5	警務
	心理	6	4	3	2	2.0	2	12	12	8	3	4.0	3	3	1	1	1	1.0	1	心理
	電気							3	3	3	2	1.5	2	9	4	3	1	4.0	1	電気
	機械													2	2	2	1	2.0	1	機械
	総合土木	35	27	25	10	2.7	8	31	27	20	10	2.7	8							総合土木
	土木													27	13	13	8	1.6	6	土木
	建築	8	4	4	2	2.0	2	9	8	6	5	1.6	5							建築
	化学	21	14	9	3	4.7	3	14	8	3	1	8.0	1	13	7	7	3	2.3	3	化学
	農政	28	22	20	16	1.4	15	32	30	20	11	2.7	11	41	33	24	12	2.8	12	農政
	畜産													4	3	3	1	3.0	1	畜産
	農業土木													13	11	8	4	2.8	2	農業土木
	林業	2	2	1	1	2.0	0	7	5	3	2	2.5	1	6	3	2	1	3.0	1	林業
	水産	4	4	3	1	4.0	1	7	4	3	1	4.0	1	8	7	3	1	7.0	1	水産
	保健師	15	14	6	2	7.0	2	18	17	10	6	2.8	6	19	15	11	8	1.9	8	保健師
	管理栄養士							12	10	3	1	10.0	1							管理栄養士
	少年補導職員	1	1	1	1	1.0	1							3	3	3	2	1.5	1	少年補導職員
	小計	471	373	210	92	4.1	69	451	390	169	87	4.5	77	491	343	153	79	4.3	70	小計
	民間企業経験者(UJIターン枠・行政)	231	231	100	18	12.8	18	363	363	104	27	13.4	24	426	426	119	29	14.7	23	民間企業経験者(UJIターン枠・行政)
民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木)	13	11	9	4	2.8	4	10	10	8	2	5.0	2							民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木)	
民間企業経験者(UJIターン枠・土木)													7	6	4	1	6.0	0	民間企業経験者(UJIターン枠・土木)	
民間企業経験者(UJIターン枠・建築)	8	8	4	1	8.0	1	8	6	4	1	6.0	1							民間企業経験者(UJIターン枠・建築)	
民間企業経験者(UJIターン枠・農政)							5	4	4	3	1.3	2	4	3	3	2	1.5	2	民間企業経験者(UJIターン枠・農政)	
民間企業経験者(社会人経験枠・行政)	56	56	20	6	9.3	4	107	107	16	4	26.8	4	116	116	8	2	58.0	1	民間企業経験者(社会人経験枠・行政)	
民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政)	22	22	10	2	11.0	2	50	50	13	3	16.7	3	48	48	13	3	16.0	3	民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政)	
特別枠(行政)	768	705	154	34	20.7	19	490	437	180	44	9.9	28	475	450	156	36	12.5	24	特別枠(行政)	
特別枠(教育行政)	197	189	63	15	12.6	10	83	75	60	15	5.0	11	73	73	17	4	18.3	2	特別枠(教育行政)	
スポーツ特別枠(行政)							6	6	6	2	3.0	2	3	3	3	2	1.5	2	スポーツ特別枠(行政)	
スポーツ特別枠(教育行政)							1	0	0	0	-	0	2	2	2	1	2.0	1	スポーツ特別枠(教育行政)	
大卒合計	1,766	1,595	570	172	9.3	127	1,567	1,442	558	186	7.8	152	1,645	1,470	478	159	9.2	128	大卒合計	

年度	項目 試験区分	令和元						令和2						令和3						年度
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	
短大卒業程度	臨床検査技師						8	7	5	2	3.5	2	7	5	3	2	2.5	2	臨検	
	生活指導員	11	9	7	3	3.0	2	11	8	5	4	2.0	4	10	9	5	5	1.8	2	生指
	短大卒計	11	9	7	3	3.0	2	19	15	10	6	2.5	6	17	14	8	7	2.0	4	短卒計
高校卒業程度	行政	100	84	24	6	14.0	4	110	82	26	10	8.2	7	104	93	24	10	9.3	8	行政
	教育行政	44	37	12	4	9.3	3	25	22	5	2	11.0	2	21	20	5	2	10.0	2	教育行政
	警察事務	48	42	20	7	6.0	5	67	60	16	7	8.6	5	51	45	12	5	9.0	4	警事
	電気							4	4	3	2	2.0	2	7	6	3	1	6.0	1	電気
	総合土木	28	25	20	8	3.1	5	30	26	14	7	3.7	5							総土
	土木													15	14	9	5	2.8	3	土木
	建築	2	2	2	2	1.0	2	8	8	5	3	2.7	3							建築
	農業	8	6	4	3	2.0	3	8	3	3	2	1.5	2	12	10	9	4	2.5	4	農業
	農業土木													9	7	7	4	1.8	4	農業土木
	林業							3	1	1	1	1.0	1	8	5	3	3	1.7	3	林業
	任期付職員 (行政)	35	21	16	9	2.3	9							25	18	14	8	2.3	7	任期付行政
高卒計	265	217	98	39	5.6	31	255	206	73	34	6.1	27	252	218	86	42	5.2	36	高卒計	
県職員計	2,042	1,821	675	214	8.5	160	1,841	1,663	641	226	7.4	185	1,914	1,702	572	208	8.2	168	県計	

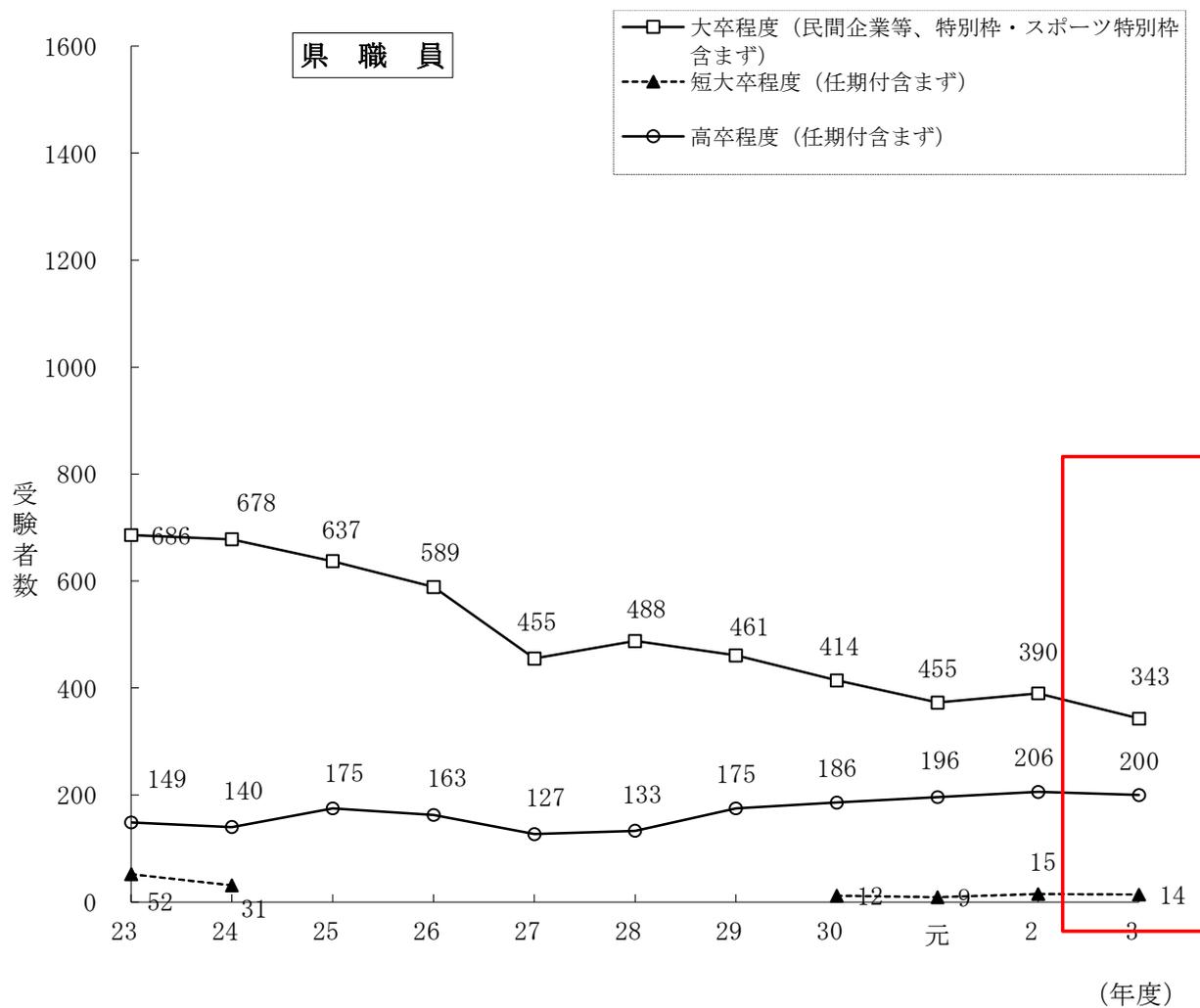
※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

※令和2年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、係長級と主事級の合算値

※令和3年度の民間企業等職務経験者（UJIターン枠・行政）は、主査と主事の合算値

(4) 受験者数の推移 (平成23～令和3年度)

(人)



2 採用選考

地方公務員法において職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。これを受け、佐賀県職員の任用に関する規則において、選考による採用を規定している。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

●特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、
学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪
捜査官、財務捜査官

●障害者をもって充てる職

なお、令和3年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ((2) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			9号			10号						
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級																			0
副部長級																			0
課長級			2											2			2	2	4
副課長級	2													1		2	1		3
係長級	1												12	5		13	5		18
主事級	2												33		1	35		1	36
警視級						1												1	1
警部級						4												4	4
警部補級						5												5	5
巡査部長級						3												3	3
巡査級						3			1									4	4
会計年度任用職員										1,006	128	63				1,006	128	63	1,197
合計	5	0	2	0	0	16	0	0	1	1,006	128	63	45	8	1	1,056	136	83	1,275

- ※1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 9号 会計年度任用職員としての採用（学校、議会事務局、各委員会事務局を除く）
- 10号 競争試験によることが不適当な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和3年6月27日（日） 教養試験、論作文試験
 申込者24名 受験者19名 第1次選考合格者15名

【2回目】

- ・第1次選考 令和3年10月31日（日） 教養試験、論作文試験
 申込者21名 受験者20名 第1次選考合格者15名

【3回目】

- ・第1次選考 令和4年3月6日（日） 教養試験、論作文試験
 申込者3名 受験者2名 第1次選考合格者2名

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

※参考 第2次選考（面接試験）

- 【1回目】 受験者15名 最終合格者3名
- 【2回目】 受験者13名 最終合格者4名
- 【3回目】 受験者2名 最終合格者0名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣 (条例 (※) 第 2 条第 1 項)				計
該当条項	1 号 [一般社団法人、 一般財団法人]	2 号 [一般地方独 立行政法人]	3 号 [政令指 定法人]	4 号 [その他 法人]	
団体数	5	1	7	4	17

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣 (条例 (※) 第 11 条第 1 項)		計
該当条項	1 号 [県出資 25%以上法人]	2 号 [県の事務と密接に関連した法人]	
法人数	0	0	0

※公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
32	R 3. 12. 28	R 3. 12. 28	佐賀県職員の任用に 関する規則の一部を 改正する規則	産前・産後休暇を取得する職員の業務を処理する ことを職務内容とする任期付職員を採用する場合 の取扱いについて、選考による採用ができること とする等の規定の整理を行った。
2	R 4. 3. 18	R 4. 4. 1	佐賀県職員の任用に 関する規則の一部を 改正する規則	臨時的任用を行った場合の報告方法を改めること とした。

IV 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和3年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和3年10月15日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

(1) 職員の給与等

令和3年4月における在職者は12,449人である。これら職員の平均年齢は42.3歳、男女別構成は男性58.6%、女性41.4%、学歴別構成は大学卒83.0%、短大卒4.9%、高校卒12.1%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

項 目		年 月	
		令和3年4月	(参考) 令和2年4月
職 員 数		3,510人	3,490人
平 均 年 齢		41.7歳	42.0歳
平均経験年数		19.5年	19.9年
学歴別構成比	大 学 卒	74.9 %	74.2 %
	短 大 卒	3.2 %	3.1 %
	高 校 卒	22.0 %	22.7 %
男女別構成比	男 性	67.4 %	68.5 %
	女 性	32.6 %	31.5 %

また、令和3年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額は、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	321,427 円	757 円	— 円	9,467 円	545 円	332,196 円
全職員	339,993 円	1,546 円	6,949 円	9,430 円	226 円	358,144 円

(2) 職員の給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和3年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレース方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均20円（0.01%）上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)
354,299 円	354,319 円	△20 円 (△0.01%)

イ 特別給

令和2年8月から令和3年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額 $の4.32$ 月分に相当している。

(3) 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査（令和2年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、100.0となっており、平成31年の100.2から減少した。

(4) 職員の給与の改定方針

ア 月例給

令和3年4月時点で比較を行った結果、職員の給与が民間の給与を20円（0.01%）上回っている。

しかしながら、従来、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っており、また、国家公務員の月例給の改定は行われないことなど、諸事情を総合的に勘案した結果、令和3年は月例給の改定を行わないこととする。

イ 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.13月上回っていた。

このため、令和2年8月から令和3年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.15月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、支給月数の引下げ分は、令和3年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、特定任期付職員、任期付研究員及び再任用職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

(5) 職務・職責に応じた給与の推進

ア 見直しの経過

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、いわゆる「職務給の原則」が求められている。

この原則の一層の徹底を図るため、本委員会は、平成29年10月に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で、「職務・職責に応じた給与の推進」について言及し、本県の実情に即した職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築する給料表の在り方について、任命権者と協議を重ねてきた。

令和2年12月の「職員の給与等に関する報告及び勧告」では、行政職給料表及び研究職給料表（以下「行政職給料表等」という。）について、給料表上の職務の級と役職との対応関係を、簡素で分かりやすいものに再編し、そのうえで、同一の職務の級に位置付けられる決裁権のある役職（以下「ライン職」という。）と決裁権のない役職（以下「スタッフ職」という。）の職責に応じた差異のある給料として、加算措置を講じることを勧告し、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）

については、以下のとおり言及し、引き続き任命権者と協議を重ねてきた。

(令和2年12月23日「職員の給与等に関する報告及び勧告」の一部抜粋)

医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）においても、前記(2)の考え方（※）を基本に見直しを行うものであるが、より高い専門性と技術力が必要とされる医療分野等の行政に従事する職員の適切な給与体系を構築するため、引き続き、任命権者と調査、研究を進めていくこととする。

※前記(2)の考え方・・・行政職給料表及び研究職給料表における見直しの考え方

イ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）における見直しの考え方

行政職給料表等と同様、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の現行の等級別基準職務表においても、役職が異なる職員が同一の職務の級に格付けされるなど、職務・職責が明確に給与に反映されていないという問題がある。

そのため、行政職給料表等の見直しと同様、職務の級と役職との対応関係を整理するとともに、ライン職とスタッフ職の職責に応じた差異のある給料として、加算措置を講じることが適当である。

また、保健師等に適用される医療職給料表（三）は、医療機関に勤務する保健師等に適用することを想定した給料表であり、本庁や保健福祉事務所等において保健・医療行政に従事する保健師等の職務・職責を的確に反映できないといった問題がある。

そのため、同じく医療行政に携わる獣医師や薬剤師等に適用される医療職給料表（二）を適用することが適当である。

そのほか、管理職員については、行政職給料表の適用を受ける管理職員の職務・職責との類似性を考慮し、行政職給料表を適用することが適当である。

ウ 見直すべき事項

(ア) 医療職給料表（二）関係

a 職務の級の見直し

給料表上の職務の級と標準的な職務との対応関係は、次のとおりとする。

【佐賀県職員給与条例関係】

給料表上の 職務の級	標準的な職務	
	現行	改定
7級	本庁の副部長 本庁の課長（困難）	
6級	本庁の課長 本庁の副課長（困難）	本庁の副課長
5級	本庁の副課長 本庁の係長（困難）	係長

4級	本庁の係長（相当困難）	主査
3級	本庁の係長 技師（特に高度）	技師（特に高度）
2級	技師（高度）	技師（高度）
1級	技師（定型）	技師（定型）

【佐賀県公立学校職員給与条例関係】

給料表上の 職務の級	標準的な職務	
	現行	改定
5級	主任学校栄養職員（困難）	主任学校栄養職員
4級	主任学校栄養職員（相当困難） 副主任学校栄養職員（相当困難）	副主任学校栄養職員
3級	主任学校栄養職員 副主任学校栄養職員 技師（特に高度）	技師（特に高度）
2級	技師（高度）	技師（高度）
1級	技師（定型）	技師（定型）

b 給料月額に加算措置の導入

前記（ア）aにおいて、改定後の職務の級が5級及び6級となる職務については、ライン職とスタッフ職が位置付けられることとなるが、両者における職責の差を考慮し、5級及び6級に位置付けられるライン職については、給料月額に6,000円を加算する措置を講じることとする。

c 号給の切替え

前記（ア）bのとおり、加算措置を講じることに伴い、改定後の職務の級が5級及び6級となる職員の号給について、切替日の前日におけるその者の給料月額から4,000円を減じた額と同額、直近上位又は直近下位に対応する号給に切り替えることとする。また、上記以外の職員の号給については、切替日の前日におけるその者の号給を基本として切り替えることとする。

（イ）医療職給料表（三）関係

a 給料表の適用の見直し

医療職給料表（二）を適用することとする。これに伴い、医療職給料表（三）は廃止する。

b 職務の級の切替え

医療職給料表（二）を適用する場合の職務の級の切替えは、次のとおりとする。

現行 医療職給料表（三）		切替え後 医療職給料表（二）	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
6 級	本庁の課長		
5 級	本庁の副課長 本庁の係長（困難）	6 級	本庁の副課長
		5 級	係長
4 級	本庁の係長（相当困難）	4 級	主査
3 級	本庁の係長 技師（高度）		
2 級	技師（相当高度）	3 級	技師（特に高度）
1 級	技師（定型）	2 級	技師（高度）
		1 級	技師（定型）

c 号給の切替え

新たに職員となったときから医療職給料表（二）が適用されたとみなして、本委員会規則で定める初任給を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇給及び昇格をした場合に受けることとなる号給に切り替えることとする。

なお、切替えにあたっては、前記（ア）b 及び c の規定を適用する。

d 保健師への初任給調整手当の措置

医療職給料表（三）から医療職給料表（二）への切替えに伴い、保健師の初任給の水準が下がることから、引き続き優秀な人材を確保するため、現在の初任給を下回らないよう初任給調整手当を新たに措置することが適当である。

(ウ) 管理職員

a 給料表の適用

医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、管理職員については、行政職給料表を適用することとする。これに伴い、医療職給料表（二）の7級は廃止する。

b 職務の級の切替え

行政職給料表を適用する場合の職務の級の切替えは、次のとおりとする。

現行 医療職給料表（二）		切替え後 行政職給料表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
7 級	本庁の副部長	8 級	本庁の副部長
	本庁の課長（困難）	7 級	本庁の課長（困難）
6 級	本庁の課長		

現行 医療職給料表（三）		切替え後 行政職給料表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
6 級	本庁の課長	7 級	本庁の課長（困難）

c 号給の切替え

切替日の前日に受けていた給料月額を下回らない額に対応する号給に切り替える。なお、行政職給料表の8級に切り替える職員は、前述の方法により行政職給料表の7級に切り替えた後、8級に昇格させて得られる号給に切り替える。

エ 見直しの時期等

(ア) 見直しの時期

前記ウの見直しは、令和4年4月1日から実施することとする。

(イ) 経過措置

前記ウの見直しの実施に伴い、令和4年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、所要の経過措置を講じることとする。

(ウ) その他必要な措置

(ア) 及び (イ) のほか、令和4年4月1日に職務の級を異にして異動する職員については、職務の級及び号給の切替えに特例を設けるなど、令和3年の勧告の実施に伴い、必要な措置を講じることとする。

(6) 給与勧告実施の要請

新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害への対応等、近年、行政需要が増大し、複雑化する中、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材

の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

令和3年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給は改定を見送り、特別給は引下げを行うことが必要と判断した。

また、令和2年に引き続き、職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築することにより、職員の給与における「職務給の原則」の一層の徹底を図り、職員の意欲の向上や更なる能力の発揮に資することを意図するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
23	10.24	△0.30 (△1,120)	△0.28 (△1,082)	12.1		勧告 どおり	9.30	△0.23 (△899)	△0.23	12.1		勧告と 異なる
24	10.12	△0.03 (△131)	— (—)	—	—	—	8.8	△0.07 (△273) 7.67 (28,610)	—	—	—	—
25	10.11	△0.08 (△286) 8.04 (27,413)	— (—)	—	—	—	8.8	0.02 (76) 7.78 (29,282)	—	—	—	—
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1		勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1		勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1		勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1		勧告 どおり
28	10.11	△0.06 (△237)	△0.065 (△217)	12.1		勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1		勧告 どおり
29	10.6	0.04 (151)	— (—)	—	—	—	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1		勧告 どおり
30	10.10	0.12 (416)	0.14 (415)	4.1		勧告 どおり	8.10	0.16 (655)	0.2	4.1		勧告 どおり
元	10.8	0.03 (97)	0.03 (97)	4.1		勧告 どおり	8.7	0.09 (387)	0.1	4.1		勧告 どおり
2	12.23	△0.01 (△43)	— (—)	—	—	—	10.28	△0.04 (△164)	—	—	—	—
3	10.15	△0.01 (△20)	— (—)	—	—	—	8.10	0.00 (△19)	—	—	—	—

(注) 平成 25 年度の県の公民較差及び平成 24 年度から平成 25 年度までの国の官民較差は上段が特例条例 (法) による給与減額措置前、下段が特例条例 (法) による減額措置後の職員給与によるもの。(平成 25 年度の県は、7 月からの特例条例による給与減額措置が 4 月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
全	人 12,828	人 12,430	人 12,394	人 12,424	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444	人 12,449
行政	3,409	3,350	3,335	3,368	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490	3,510
公安	1,631	1,615	1,622	1,643	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664	1,663
研究	165	162	158	159	155	156	158	165	164	159
医(一)	12	7	6	7	8	7	7	8	8	8
医(二)	236	198	196	193	189	180	176	180	185	178
医(三)	97	89	88	81	87	83	83	81	75	72
高校	2,455	2,343	2,328	2,327	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262	2,238
中・小	4,823	4,666	4,661	4,646	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596	4,621

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成比

(令和3年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	42.3	83.0%	4.9%	12.1%	0.0%	58.6%	41.4%
行政	41.7	74.9	3.2	22.0		67.4	32.6
公安	37.5	53.8	4.9	41.2	0.1	90.8	9.2
研究	42.8	96.9	2.5	0.6		85.5	14.5
医(一)	49.7	100.0				87.5	12.5
医(二)	44.9	87.1	12.9			52.2	47.8
医(三)	41.3	95.8	4.2			2.8	97.2
高校	45.0	92.8	5.1	2.1		54.3	45.7
中・小	43.1	94.2	5.8			42.5	57.5

(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

（1）人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、令和2年度には、特別枠試験にスポーツ特別枠を、民間企業等職務経験者試験のU J I ターン枠に農政職を、障害者を対象とする職員採用選考に大学卒業程度の選考試験を加えたほか、民間企業等職務経験者試験の社会人経験枠の受験年齢を引き上げるなど、任命権者からの要望も踏まえ、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の34%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における新卒学生の一括採用の見直し、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

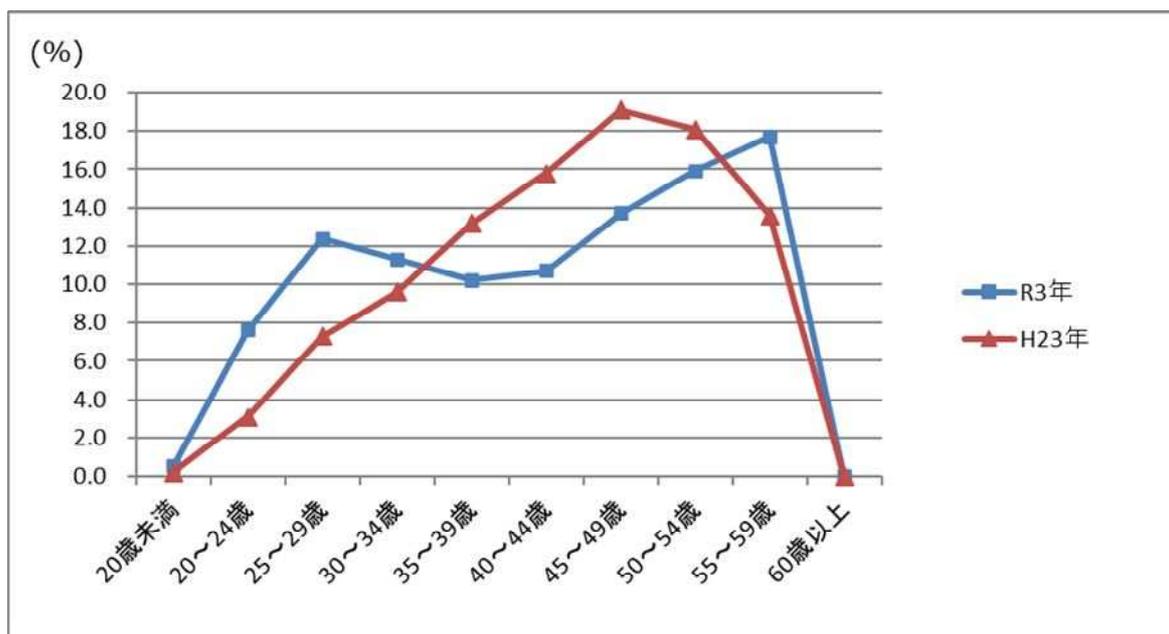
そのため、試験制度の多様化に加え、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に、技術系職種の合格倍率は、依然として低倍率で推移していることから、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と受験者の利便性の観点から、集合形式ではなくオンラインを活用したセミナーや説明会を実施している。

また、令和3年には、職員採用サイトにおいて、閲覧性や操作性を向上させるとともに、受験対象者層の受験意欲がより高まるようなデザインや内容に一新した。引き続き、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）
構成比

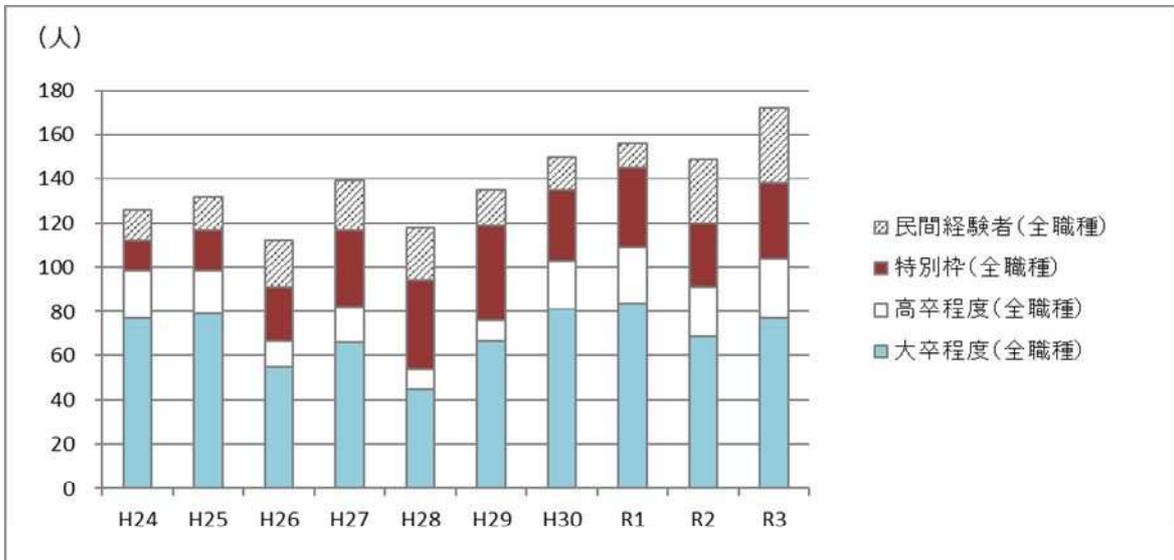


職員数

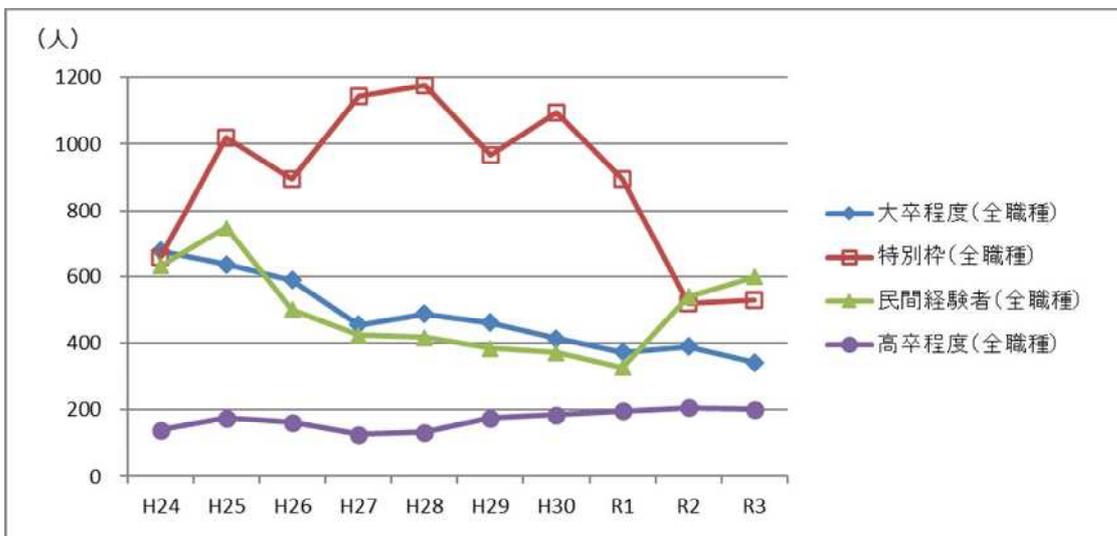
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成23年	20	402	943	1,227	1,694	2,032	2,449	2,324	1,750	1	12,842
令和3年	65	952	1,543	1,410	1,270	1,328	1,703	1,979	2,198	1	12,449

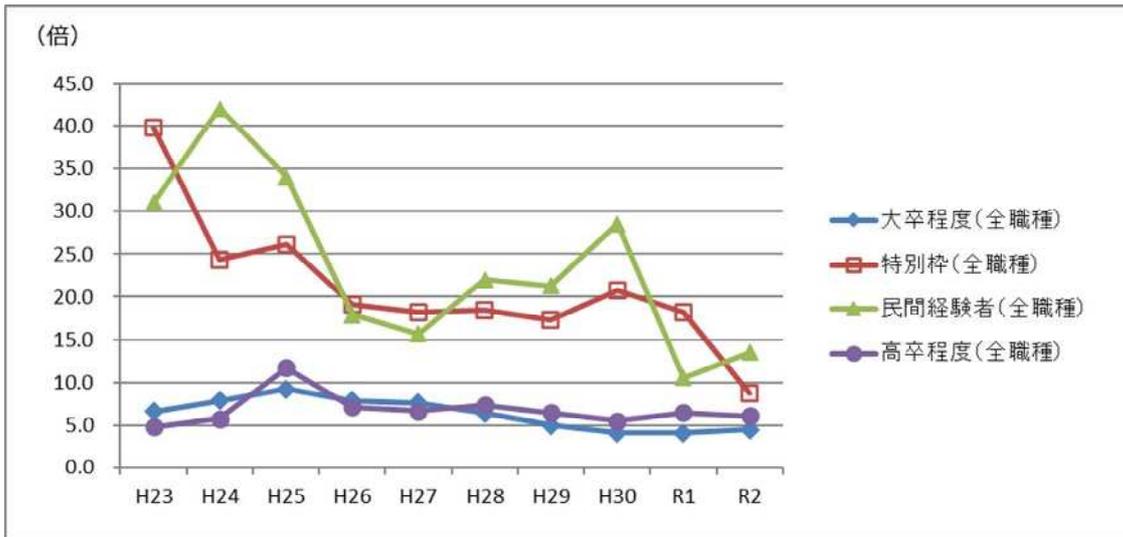
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



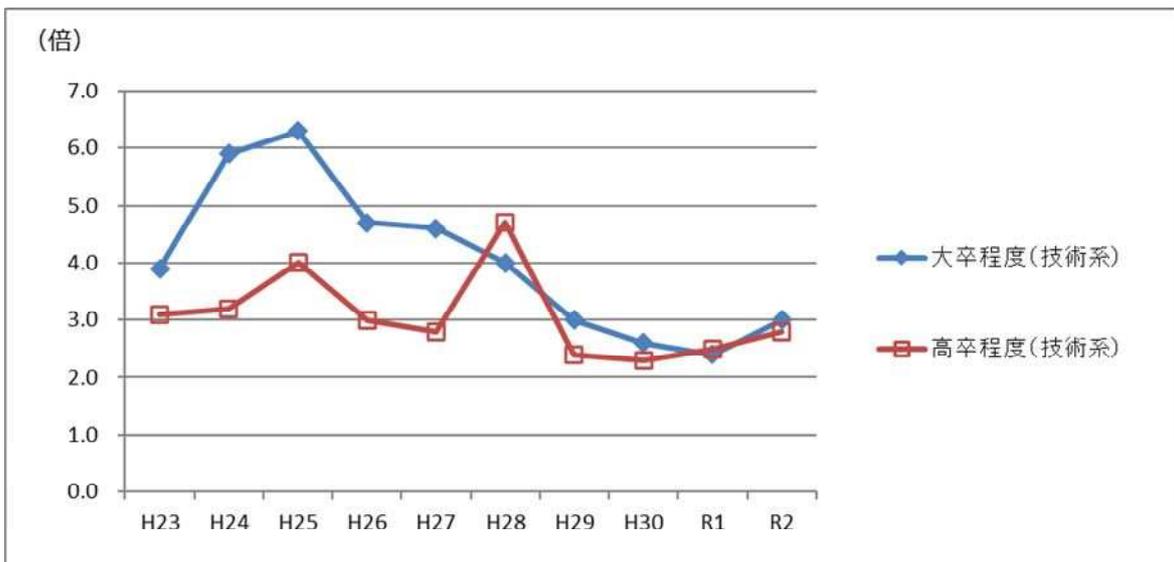
図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移



図表5 技術系職種の合格倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、総合土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

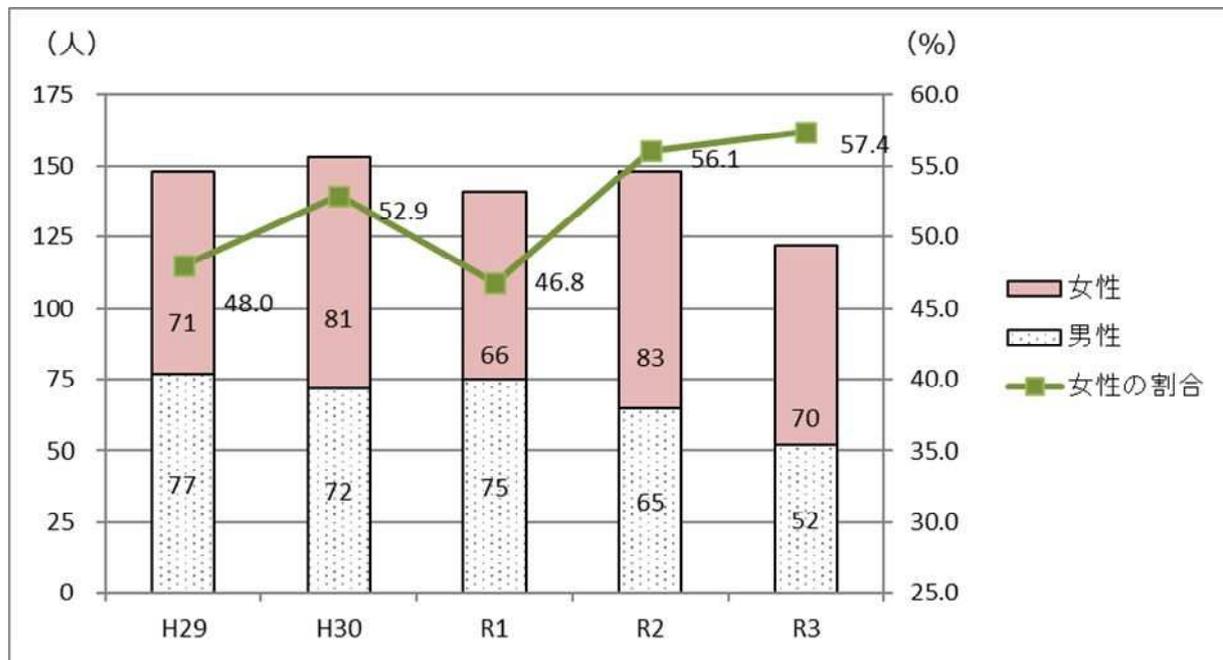
限られた経営資源（人員・財源）の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、人材の育成も重要である。

このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、長期的な視点で人材の育成に努めることが強く求められている。

イ 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、令和3年4月における職員に占める女性職員の割合は41.4%となっている。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合



また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標はこれまで段階的に引き上げられ、現計画では、令和7年度までに知事部局は16%以上、教育委員会（公立学校）は25%以上と設定されているが、令和3年4月現在では知事部局は14.8%、教育委員会（公立学校）は22.0%となっている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー、女性職員の自律的な成長を促すための管理職マネジメント研修などに取り組まれているが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

人事評価の結果の給与への反映について、令和2年度で全ての任命権者において導入がなされたところである。

公正な人事評価は、職員及び会計年度任用職員（以下「一般職員」という。）のモチベーションを高め、組織全体も活性化させ、さらには人材の育成にも資することから、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、一般職員の理解を高め、納得を得ていくことは極めて重要である。

任命権者においては、今後、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていく必要がある。

(2) 定年の引上げ

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題に的確に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが不可欠である。

そのため、令和3年6月に国家公務員法等の一部が改正され、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、地方公務員においても国家公務員の措置に準じるよう地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなった。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されているため、本県においても国家公務員と同様に定年を段階的に65歳に引き上げる必要がある。

また、改正後の地方公務員法で新設された管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）や定年前再任用短時間勤務制等の諸制度についても併せて導入していく必要がある。

また、国においては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給与について、当分の間、給料月額7割にするとされたところである。本県においても、地方公務員法で定める均衡の原則に従い、国に準じた措置を講じる必要がある。

なお、国においては今後、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずるとされており、その動向を注視していく必要がある。

このほか、60歳以降の職員の退職者数等の動向を見通した上で、中長期的な観点から採用の在り方について検討する必要がある。

令和5年4月1日に円滑に制度が導入されるよう、今後、国や他の都道府県の状況を踏まえ、本県の実情に沿って、必要な検討を進め、条例等諸規定の整備や職員への周知等を図っていく必要がある。

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

(ア) 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

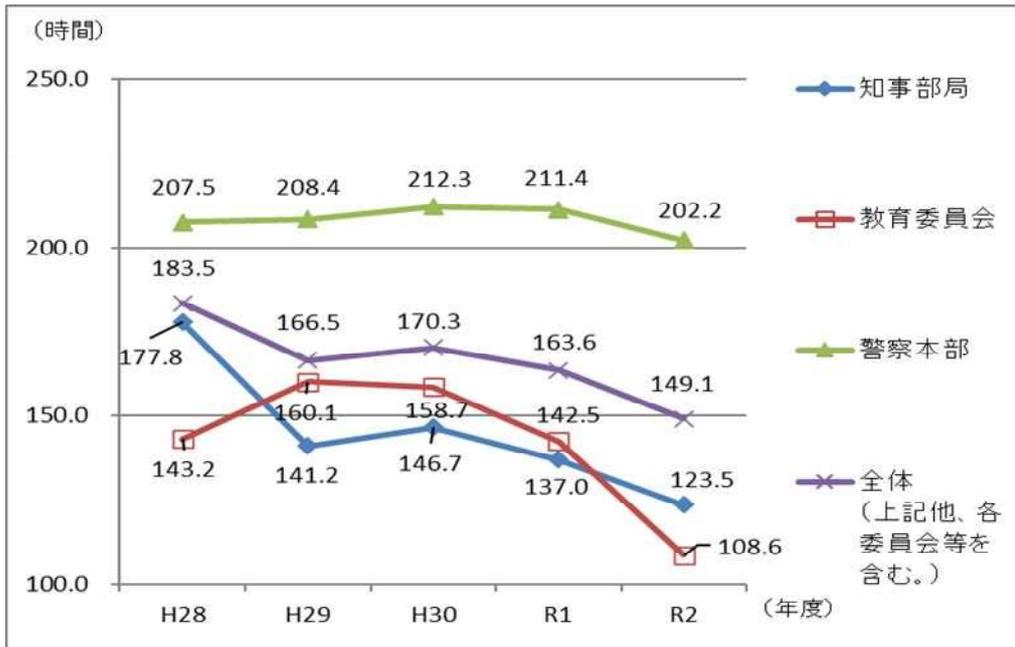
恒常的な長時間の勤務は、一般職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持ばかりか、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においても、時間外勤務等の縮減について、これまで様々な取組が講じられてきたところであり、平成31年4月からは、時間外勤務を命じる時間等に上限を定め、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

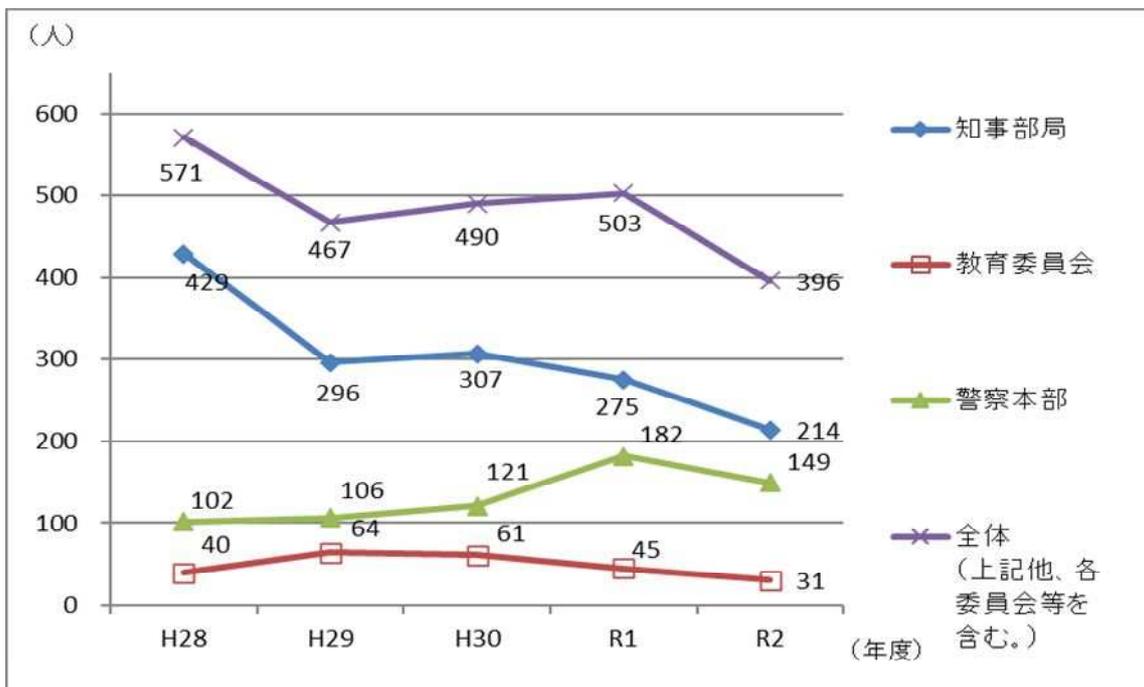
令和2年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、多くの所属において新型コロナウイルス感染症への対応等のため、例年とは異なる体制や対応を求められる中で業務を行わざるを得なかったものの、全体では149.1時間（令和元年度163.6時間）と減少している（図表7参照）。

また、年間の時間外勤務等の時間数が360時間を超えた職員数においては、知事部局、教育委員会、警察本部のいずれにおいても、令和元年度より減少しており、全体で令和元年度比21.3%（107人）減少している（図表8参照）。

図表7 職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



図表8 年間の時間外勤務等の時間数が360時間を超えた職員数の推移



さらに、令和2年度の大規模災害等業務以外の業務で時間外勤務等時間の上限を超えた職員数の状況を見ると、知事部局では12人（令和元年度25人）と減少しているものの、教育委員会では7人（令和元年度1人）、警察本部では10人（令和元年度3人）と増加している。

任命権者においては、条例及び人事委員会規則等に基づく適正な勤務時間の管理を行うため、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として、更なる業務の徹底した見直しや業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き一般職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

学校現場において教育職員の長時間勤務が常態化していることが指摘されており、文部科学省は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、この指針に基づき、県教育委員会においては、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることを条例に明記するとともに、教育職員の時間外在校等時間の上限を規則で定め、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に従って、令和2年4月から勤務時間の管理が行われている。また、各市町教育委員会においても、同様の措置が講じられ、勤務時間の管理が行われているところである。

令和2年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数の状況を見ると、全体で394.7時間（小学校373.2時間、中学校486.4時間、県立学校351.1時間）となっており、原則である1年について360時間の上限を上回っている状況となっている。

なお、県立学校においては、令和3年2月から、ICカードの記録等による出退勤時間の管理システムが導入されたことによって、従前の教育職員の自己申告に基づく在校時間の把握方法から、管理職員が所属教育職員の在校時間を客観的な記録により随時、把握することができるように改善がなされたところである。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、国等の動向を注視しながら、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めるとともに、業務分担の見直しや実情に応じた人員配置といった必要な環境整備に努めるなど、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

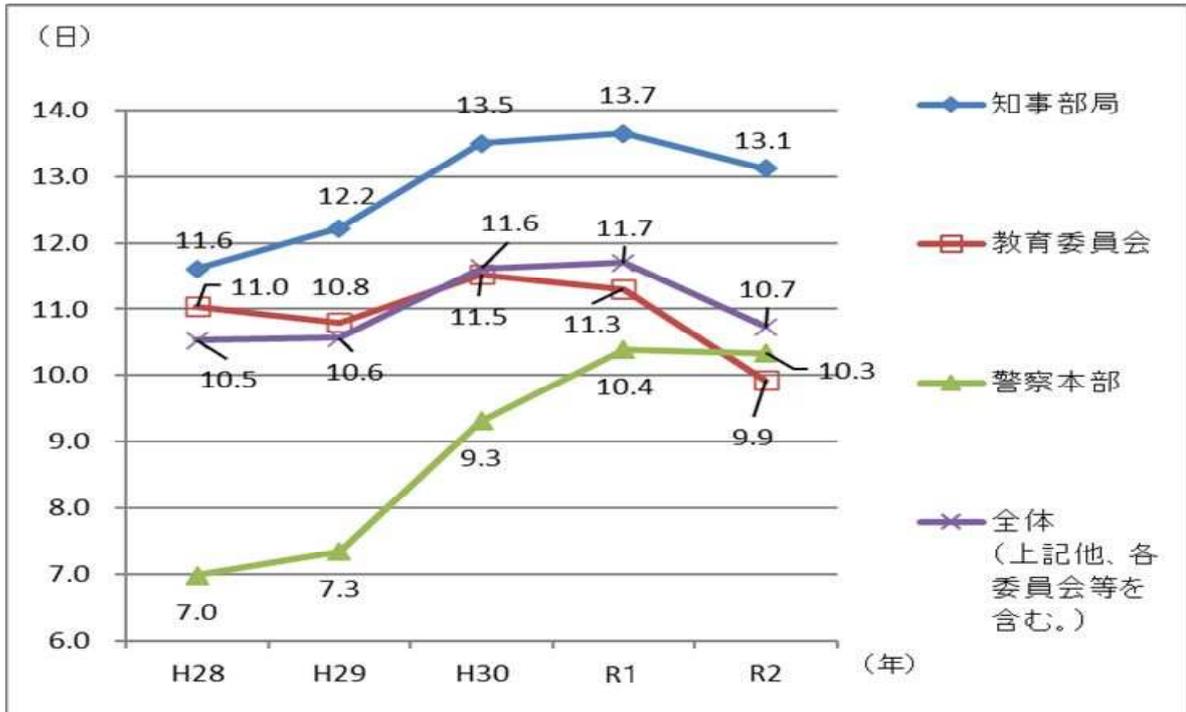
(ウ) 年次休暇の取得促進

特定事業主行動計画の取組目標として、知事部局及び県教育委員会は職員一人当たりの年次休暇の取得日数を年間平均14日以上、警察本部は年次休暇の月1日以上（年間14日以上）の取得を設定している。

任命権者においては、これまで大型連休や夏季、冬季における計画的な年次休暇の取得促進等に取り組んでいるものの、令和2年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、全体で10.7日（令和元年11.7日）と減少しており、目標は達成されていない。（図表9参照）。

一般職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表9 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



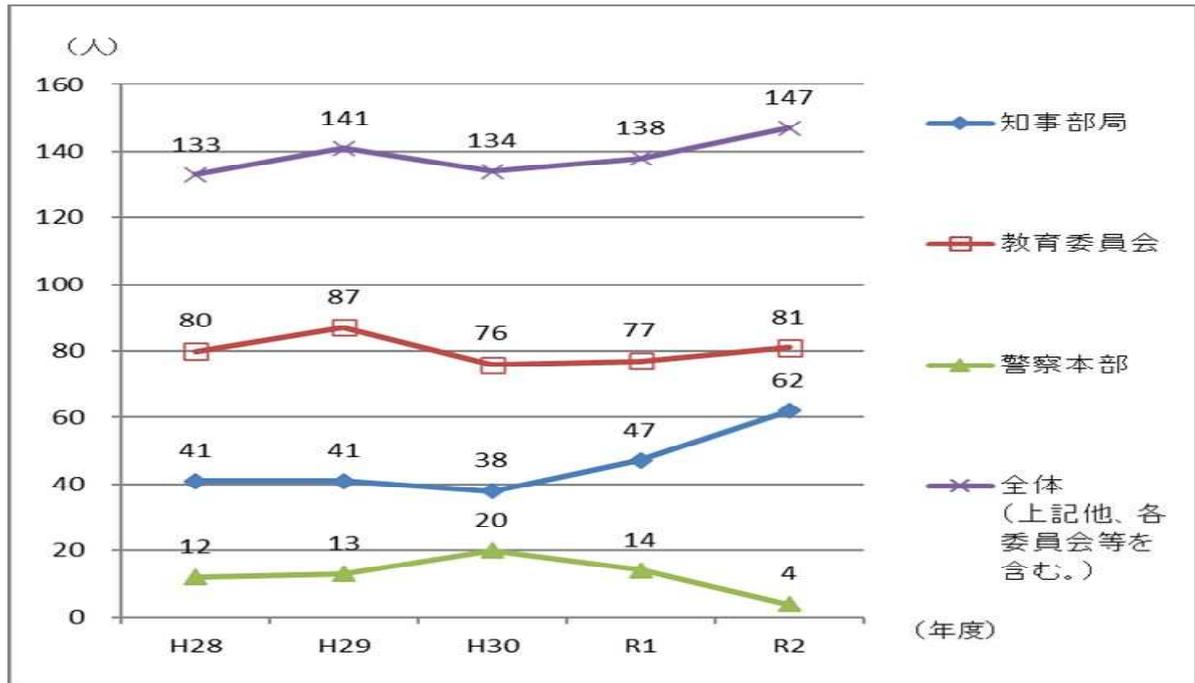
イ 一般職員の健康管理

一般職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

しかしながら、令和2年度における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は全体で147人と令和元年度に比べ9人増加している、2年連続の増加となっている。なかでも、知事部局においては、15人の増加となった(図表10参照)。

一般職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者は、引き続き、ストレスチェックをすべての一般職員が受検するよう勧奨を行い、一般職員が早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善により一層取り組んでいく必要がある。

図表 10 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い一般職員を見逃さないようにし、引き続き、一般職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

特に、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策といった緊急時対応の場合、昼夜を問わず、多くの一般職員が平時と異なる業務に従事し、一般職員自身が疲労を意識しないまま体調不良に陥ることもあるため、平時以上に一般職員の心身の状態に十分配慮する必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

一般職員が男女の別なく家庭における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

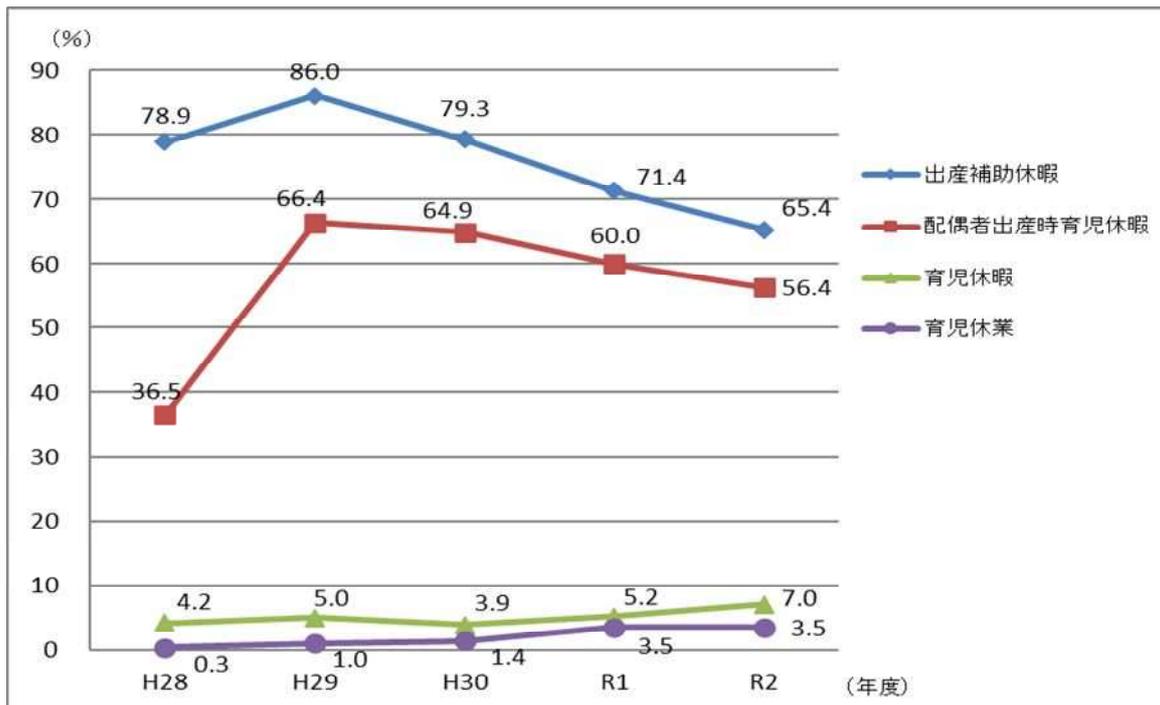
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

しかしながら、男性職員の育児休暇や育児休業の取得率については、それぞれ 7.0%、3.5%と低い水準にとどまっている（図表 11 参照）。

また、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇については、知事部局の取得率がいずれも 97.5%、警察本部ではいずれも 100.0%であるのに対し、教育委員会においては、それぞれ 38.5%と 22.2%と低い状況にある。

任命権者においては、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりをさらに推進していく必要がある。

図表 11 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



令和3年6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律（平成30年法律第58号）」が公布されたことを踏まえ、令和3年の人事院の報告で男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、国家公務員の育児休業の取得回数制限を緩和する法律改正についての意見の申し出が行われた。

また、上記申し出と併せて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、

- ・子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限を2週間前まで（現行1月前まで）に短縮すること
- ・育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行産後8週間を経過する日まで）に拡大すること
- ・職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設けること

などの措置が講じられることとされている。

本県においても、国に準じた制度の導入について検討する必要がある。

なお、不妊・不育症治療と仕事の両立は重要な課題であることから、任命権者においては、国の状況等を注視しつつ、実態や職場環境の課題等を把握し、不妊・不育症治療を受けやすい職場環境づくりについて必要な取組の検討を進める必要がある。

さらに、多様で弾力的な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものであり、これに関しても、国や他の都道府県の状況等を参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

エ ハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、カスタマーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、一般職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為である。そ

れは、ハラスメントを受けた一般職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

令和2年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が施行されたことにより、事業主には、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講ずることが義務付けられるとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止対策が強化された。この法改正を踏まえ、各任命権者においては、パワーハラスメント防止等に関する措置についての規定を要綱に整備するとともに、相談員の設置等が行われたところである。

任命権者においては、すべての一般職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことはもとより、相談窓口の利用促進やハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、当該事実が確認できた場合においては、速やかにハラスメントを行った一般職員に対して必要な啓発を個別に行うとともに、被害を受けた一般職員に対する配慮のための措置を行うことにより、良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

オ 会計年度任用職員制度の円滑な推進

令和2年4月に導入された会計年度任用職員制度については、常勤職員や国の非常勤職員との均衡に留意し、適切に制度を運用していく必要がある。

令和3年の人事院の報告では、妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとされ、具体的には、

- ・不妊治療のための休暇（有給）を継続的な勤務が見込まれる非常勤職員も対象として新たに設けるとともに、継続的な勤務が見込まれる男性の非常勤職員について配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）を新たに設けるほか、非常勤職員の産前及び産後の期間に係る休暇を有給とすること
- ・非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等を取得できるようにすること
- ・子が1歳以降の一定の場合に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とすること

とされた。

これらの措置について、本県においても、常勤職員や国の非常勤職員との均衡に留意し、検討する必要がある。

（4）服務規律の確保

県民全体の奉仕者である一般職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の一般職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

一般職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分

に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

4 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正を行った。

（１）規則の制定又は改正

規則番号	公布年月日	施行 (適用年月日)	規則名	概要
19	R 3. 6. 4	R 3. 6. 4	佐賀県特殊勤務手当支給規則の一部改正を改正する規則	新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の支給対象となる患者等の移送について、車両以外の手段で移送する場合の作業区分の整理を行った。
21	R 3. 8. 6	R 3. 8. 6 (R 3. 7. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給地域の追加を行った。
22	R 3. 9. 24	R 3. 9. 24 (R 3. 9. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給地域の追加を行った。
23	R 3. 9. 24	R 3. 9. 24	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	昇給抑制職員の昇給制度の見直し等に伴う所要の改正を行った。
29	R 3. 12. 24	R 4. 1. 1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴う特急料金加算に係る異動要件の削除等の所要の改正を行った。
5	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正及び令和4年4月1日付け組織改正に伴い、管理職手当の支給額を定める別表第2及び別表第3から、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の表を削る等の所要の改正を行った。
6	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正並びに令和4年4月1日付け組織改正等に伴い、以下の改正を行った。 ・特定幹部職員としない職員の範囲の改正 ・期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の規定の改正 ・医療職給料表（一）又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員に係る加算を受ける職員について、「人事委員会が別に定める職員を除く」規定の改正

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
7	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	令和4年4月1日付け組織改正に伴い、特殊勤務手当を支給する職員の所属の名称変更を行った。
9	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正並びに令和4年4月1日付け組織改正に伴い、給料月額に加算をする職員を定める等所要の改正を行った。
10	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の附則第6条の規定による給料表切替時の現給保障に関し、初任給基準異動等の特別な事情がある職員の取扱いについて必要な事項を定めた。
11	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正等に伴い、医療職給料表(三)に係る規定について医療職給料表(二)への読み替え等の所要の改正を行った。
12	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正に伴い、保健師に対して新たに初任給調整手当を支給する等のため、所要の改正を行った。
13	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	県内のへき地等学校の指定について見直しを行った。
14	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	国に準じ、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員について、通勤手当を支給する等のため所要の改正を行った。
16	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給地域の追加を行った。

(2) 運用通知の制定又は改正

通知番号	通知年月日	適用年月日	通 知 名	概 要
人委第260号	R 3. 5. 28	R 3. 4. 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知の一部改正について	分校舎の教頭について、分校等の教頭と同様に、分校舎を独立した学校とみなすこととした。その他、所要の改正を行うこととした。
人委第659号	R 3. 9. 24	R 3. 9. 24	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	昇給抑制職員の昇給制度の見直し等に伴う所要の改正を行った。
人委第978号	R 3. 12. 24	R 4. 1. 1	人事委員会規則等の一部改正について	通勤手当に関する規則の一部改正において、異動等により特急料金加算を認められる職員との権衡上認める必要がある職員の規定を削除等したことによる関係規定の削除及びその他所要の改正を行った。
人委第1226号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の運用について	給与条例の改正により支給する経過措置給料について定めた「令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則」の運用に係る具体的事例の取扱いについて定めた。
人委第1233号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	令和3年改正給与条例附則第4条及び第5条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整について	改正給与条例附則第4条に規定する切替日に職務の級を異にして異動する職員に準ずる職員として、号給決定の再計算上、切替日に職務の級を異にして異動することとなる職員等を規定するほか、改正給与条例附則第5条に基づき、令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定めた。
人委第1234号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	切替日の前日から引き続き休職等をしていた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整について	切替日前の休職等の期間を含む期間に係る復職時調整の取扱いを規定した。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1236号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	免許所有職員等 の経験年数の取 扱いについて	免許所有職員等の経験年数の取扱いについて、医療 職給料表の見直し後も同様の取扱いができるよう、 従来の通知の語句を修正し同様の内容を規定した。
人委第 1237号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	医 療 職 給 料 表 (二)の適用を受 ける保健師、助産 師、看護師及び准 看護師の初任給 等の決定につい て	保健師、助産師、看護師及び准看護師の初任給等の 決定における特例基準について、医療職給料表の見 直し後も同様の取扱いができるよう、従来の通知の 語句を修正し同様の内容を規定した。
人委第 1238号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	佐賀県職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に関す る規則の運用に ついての一部改 正について	医療職給料表の見直しに伴う文言の修正等を行っ た。
人委第 1239号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	令和4年改正初 任給等規則附則 第5項の規定に 基づく号給の調 整について	初任給等規則の改正により、施行日前に昇格をした 職員の施行日における号給より、当該昇格が施行日 に行われたものとした場合の号給が有利な場合の 取扱い等について規定した。
人委第 1242号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	初任給調整手当 の運用について の一部改正につ いて	初任給調整手当に関する規則の改正により保健師 に新たに手当を支給すること等に伴い、所要の改正 を行った。
人委第 1243号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	初任給調整手当 に関する規則第 6条第3項の承認 についての一部 改正について	初任給調整手当に関する規則の改正により医師の 手当額の区分を一本化したことに伴い、所要の改正 を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1256号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、 期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の5の加算 を受ける人事委員会が定める職員については、人事 委員会が認める職員とし、別表1に掲げることとし た。 ・医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、 係長級の職にある職員で、100分の10の加算を受け る職員については、ライン職にある職員その他人事 委員会が認める職員とし、別表2に掲げることとし た。 ・100分の10の加算を受ける別表2に掲げる職員に ついて、再任用職員にあつては、行政職給料表又は 研究職給料表の適用を受ける職員に加え、医療職給 料表（二）の適用を受ける職員に限ることとした。 ・その他押印見直し等所要の改正を行った。
人委第 1279号	R 4. 3. 31	R 4. 4. 1	人事委員会規則 等の一部改正に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び新型コロナウイルス感染症等への対応の ために一月以上にわたり常例として勤務すること となった施設については、勤務機関とみなすことと した。 ・国に準じて、通用期間が6箇月を超える定期券を 使用する職員の通勤手当の額について規定した。

5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

（単位：人）

部 局			条 項	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
				第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条
知事部局								2
教育委員会	教育庁							
	学 校	教育職員	県立学校					
			中学校					
			小学校					
			義務教育学校					
		一般職員						
警察本部	警察官							4
	一般職員							
計								6

（注 1）第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の承認

（注 2）各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

ア佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域生活リハビリ課を除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所	教育庁 教育事務所	警察本部(自動車整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和3年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定					
36協定届	23	50	1		74
断続的な宿直又は日直の許可	2				2
監視・断続的労働従事者の適用除外許可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告					
有機溶剤中毒予防規則の一部除外認定	1				1

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和3年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

ア 調査実施期間

令和3年6月～令和3年12月

イ 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	19	16	5	1	41

ウ 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

エ 調査結果

宿直勤務中に本来業務に従事した時間に対する時間外勤務手当の不支給、時間外勤務の上限時間の超過、有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」という。）第19条に基づく作業主任者の未選任、有機則第25条に基づく有機溶剤の区分の色分け等による未表示、特定化学物質障害予防規則（以下、「特化則」という。）第44条第1項に基づく不浸透性の保護衣等の不備、特化則第39～41条に基づく特定化学物質健康診断の未実施、特化則第38条の2第1項に基づく作業場での飲

食・喫煙の未表示、特化則第 38 条の 3 に基づく注意事項等の未掲示の事務処理の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表（１）、（２）及び（３）のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

（１）規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
24	R 3. 9. 30	R 3. 9. 30	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	○子の出生後 8 週間以内に職員が育児休業をする場合の承認の請求期限について、育児休業を始めようとする日の 2 週間前とすることとした。
26	R 3. 12. 16	R 4. 1. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	○不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇について、一の年において 10 日の休暇を与えることができる治療を定めることとした。
27	R 3. 12. 16	R 4. 1. 1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○不妊治療又は不育症に対する治療のための休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休業を有給休暇として新設することとした。 ○産前産後休暇を有給休暇とすることとした。
3	R 4. 3. 22	R 4. 4. 1	佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	○佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部が改正されることに伴い、同条例から引用している条項を改めることとした。
4	R 4. 3. 22	R 4. 4. 1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○介護休暇及び介護部分休暇を請求できる非常勤職員について、「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件を廃止することとした。 ○子の看護休暇及び短期介護休暇を取得できる非常勤職員について、「6 月以上継続勤務している職員」という要件を「6 月以上の任期が定められている職員又は 6 月以上継続勤務している職員」に緩和することとした。

（２）告示の制定又は改正等

なし

（３）運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委 935	R 3. 12. 16	R 4. 1. 1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（通知）の一部を改正する通知	○不妊治療又は不育症に対する治療のための特別休暇の新設に伴い、所要の改正を行った。

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則の改正は令和3年度はなかった。

(2) 運用通知の制定又は改正等

なし

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和3年度はなかった。

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和4年3月31日現在で7市10町22一部事務組合2広域連合（計41団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和3年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び令和4年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和3年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和4年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和3年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和2年度末 (R3. 3. 31) 継続件数	令和3年度中 受付件数	令和3年度中 処理件数	令和3年度末 (R4. 3. 31) 継続件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・服務関係		2	1	1
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		2	1	1
その他				
計		4	2	2

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和3年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	1
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	1
相談内容を当局に伝達	1
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	
計	3

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和3年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
20	R 3. 6. 11	R 3. 6. 11	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職</p> <p>(多久市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「総務課参事」 出先機関 義務教育学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p> <p>(武雄市) 本庁 議会事務局の「次長」 市長部局(会計課を含む。)の「理事」、「参事」、「室長」 教育委員会事務局の「理事」、「参事」、「室長」 選挙管理委員会事務局の「次長」 出先機関 小学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」 中学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p> <p>(鹿島市) 出先機関 小学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」 中学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p> <p>(小城市) 本庁 議会事務局の「次長」 市長部局(会計局を含む。)の「衛生管理係長」 出先機関 小学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」 中学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p> <p>(嬉野市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「統括保健師」 出先機関 小学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」 中学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p> <p>(神埼市) 本庁 市長部局(会計課を含む。)の「総務課参事」</p> <p>(吉野ヶ里町) 出先機関 小学校の「統括事務長(学校運営支援室長の職にある者に限る。)」</p>

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適 用 年 月 日	規 則 名	概 要
				<p>中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>(みやき町) 出先機関</p> <p>小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>(玄海町) 本庁</p> <p>町長部局(会計室を含む。)の「新型コロナウイルスワクチン接種対策室長」</p> <p>(有田町) 本庁</p> <p>町長部局（会計課を含む。）の「総務課参事」</p> <p>(大町町) 出先機関</p> <p>義務教育学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>(江北町) 本庁</p> <p>町長部局の「総務政策課課長代理」、「行政係長」</p> <p>(天山地区共同斎場組合) 執行機関の「場長」</p> <p>○名称を変更した職</p> <p>(多久市) 本庁</p> <p>市長部局(会計課を含む。)の「総務課長補佐(人事、職員団体担当に限る。)」 ⇒「総務課長補佐」</p> <p>(鹿島市) 本庁</p> <p>市長部局（会計課を含む。）の「秘書広報係長」⇒「秘書係長」</p>
25	R 3. 10. 22	R 3. 10. 22	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職</p> <p>(鳥栖市) 出先機関</p> <p>小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>(神崎市) 出先機関</p> <p>小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p>
31	R 3. 12. 28	R 3. 12. 28	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>○新たに指定した職</p> <p>(江北町) 出先機関</p> <p>小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p> <p>(白石町) 出先機関</p> <p>小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」</p>

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適 用 年 月 日	規 則 名	概 要
				中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」
1	R 4. 2. 10	R 4. 2. 10	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○新たに指定した職 （多久小城医療組合） 執行機関の「事務局長」
15	R 4. 3. 31	R 4. 3. 31	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○新たに指定した職 （基山町） 出先機関 小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 （上峰町） 本庁 教育委員会事務局の「事務局長」 出先機関 小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 （玄海町） 出先機関 義務教育学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」、「事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 （有田町） 出先機関 小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 （太良町） 出先機関 小学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 中学校の「統括事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）」 ○機関の名称変更 （玄海町） 出先機関 「小学校・中学校」⇒「義務教育学校」

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R3年度の登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 天本 清二	102	S43. 4. 13	R 3. 8. 16 役員の変更
鹿島市職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 中村 幸男	106	S42. 6. 13	R 3. 8. 11 役員の変更
太良町職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 山口 武徳	108	S43. 3. 29	R 3. 9. 10 役員の変更
自治労武雄市職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 森 正文	110	S61. 11. 11	R 3. 9. 17 役員の変更
自治労基山町職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 酒井 孝行	111	S62. 9. 11	R 3. 9. 27 役員の変更
多久市職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 西山 貴文	115	H 5. 11. 25	R 3. 4. 8 役員の変更 R 3. 5. 7 役員の変更 R 3. 11. 4 役員の変更
小城市職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 高塚 誠	117	H17. 4. 7	
みやき町職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 松尾 洋	118	H17. 8. 25	R 3. 10. 8 役員の変更
白石町職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 吉村 浩	120	H17. 12. 7	R 3. 9. 1 役員の変更



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp